

神奈川県営水道フレンズの設置運営要領

1 趣旨

この要領は、神奈川県営水道フレンズ（以下「県営水道フレンズ」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 設置

県営水道の事業運営や水道水の安全性などについて、若年層をはじめ、より幅広い層のお客さまや企業等のお客さまに積極的に情報提供を行い、お客さまの理解を深めご意見を頂きながら、県営水道を共に考えていくために、県営水道フレンズを置く。

3 種類

県営水道フレンズの種類は次のとおりとする。

(1) 水道フレンズ（一般のお客さま）

給水区域内在住者でインターネット環境（ブラウザ閲覧、電子メール）が利用できる者。

(2) 水道企業フレンズ（企業等のお客さま）

給水区域内に住所地を置く企業（業務用料金適用者）等、各市町産業・商工担当者、及び給水区域外に住所地を置く県営水道業務に興味のある企業、事業所等。

4 募集

県営水道フレンズの募集方法、募集人員については別途定めるものとする。

5 活動期間

県営水道フレンズの活動期間は、原則登録完了を通知した日から翌年3月31日までとするが、翌年度以降の継続も可能とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すものとする。

(1) 水道フレンズにあっては、県営水道給水区域外に転出したとき。

(2) その他やむを得ない事由により、県営水道フレンズの活動ができなくなったとき。

6 活動内容

(1) 水道フレンズは、次の活動を行う。

① インターネットアンケートへの回答

水道に対する意識や認知度についてのインターネットアンケート調査への回答。

② 水道フレンズ交流会等への参加

施設見学会等を行う水道フレンズ交流会や各種イベントへの参加。

③ 水道フレンズ限定メールの受信

事務局が配信する水道に関する豆知識やお知らせ等の電子メールの受

信。

(2) 水道企業フレンズは、次の活動を行う。

① 水道企業フレンズ交流会への参加

施設見学会や利き水体験、日頃の業務に関連した質問、要望等を話し合う水道企業フレンズ交流会への参加。

7 謝礼

県営水道フレンズ活動に関する謝礼として、記念品等を贈る。

8 事務処理

県営水道フレンズに係る事務処理は、企業局水道部経営課において行う。

9 その他

この要領に定めるもののほか、県営水道フレンズの運営に関し必要な事項は、企業局水道部経営課長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 平成 24 年 4 月 1 日付け「神奈川県営水道モニター運営要領」は廃止する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 30 年 1 月 15 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 8 年 3 月 1 日から適用する。